

## 議案第54号

### 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p data-bbox="344 347 436 379">附 則</p> <p data-bbox="280 411 416 443">(施行期日)</p> <p data-bbox="268 475 353 507">1 略</p><br><p data-bbox="280 778 365 810"><u>(検討)</u></p> <p data-bbox="268 842 1086 994"><u>2 知事は、平成25年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> | <p data-bbox="1207 347 1299 379">附 則</p> <p data-bbox="1142 411 1279 443">(施行期日)</p> <p data-bbox="1131 475 1216 507">1 略</p> <p data-bbox="1142 531 1368 563"><u>(この条例の失効)</u></p> <p data-bbox="1131 595 1951 746"><u>2 この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。